

上通並木坂街並憲章

上通一番街商店街振興組合

上通 1.2 丁目商店街振興組合

上通並木坂街並憲章

1. 目的

この「街並憲章」は、上通商店街関係者の街づくりに関する意見の統一を図り、この地域の永続的な向上発展を願い、調和のとれた、魅力と活力のある商店街づくりを積極的に進めることを目的とする。

2. 街づくりの基本的な方向

- ① 文化と歴史を踏まえた街づくりをめざす。
- ② 災害に強く安全で快適で住みたくなる楽しい街づくりをめざす。
- ③ 魅力的で個性ある商店のつながりによる、質の高い商店街をめざす。
- ④ 街路と店舗など全体として、バランスのとれた街並空間づくりをめざす。
- ⑤ 華やかさと賑わいなど歩いて楽しい演出のされている、街づくりをめざす。

3. 運営

-1.設置

文章で規定の難しい事項については、各振興組合理事会で、関係者の意見を集約・討議・連絡・調整し決定・実行する。

この委員会は両振興組合の理事によって構成する。この委員会は、必要に応じて公共団体等の関係機関・団体・学識経験者・専門家等の出席を要請し、意見を聞くことができる。

-2.検討事項

街づくりに関する建物や街路のデザイン、形、色、材料、工事中の運用、営業時間その街路に関し必要と認められる事項を検討する。

-3.事前協議

店舗の新・増・改築・改装をしようとするものは、必ず事前に街づくり委員会と協議しなければならない。委員会では下記の事項を検討する。

- ① 業種 ② 運営形態 ③ 街並みに対するデザイン ④ 工事中の問題点 ⑤ その他街並みに対する必要な事項・工事に当たっては商店街と工事に関する協定を結ぶ。

4. 新規参入者への説明

土地家屋の譲渡や、テナント導入を行う場合は、不動産事業者並びに新規参入者にこの憲章の内容を十分に理解させること。この憲章を遵守すること。

5. 変更の方法

各振興組合で検討し、各振興組合理事会の承認を得る。

街並憲章 細目

1. 建物の高さの色

周辺環境や街並みに配慮したデザインや色を推奨する。

2. 老舗のデザイン

歴史性を感じさせるよう工夫しながら、現代の商店街にもうまく調和させる。

3. 通りに切れ目を作らない

店と店との間の通路や大きい柱は、通りの印象を途切れさせやすいので、切れ目の印象を減らすような努力をする。

4. 突出看板

隣の看板とお互い邪魔しないよう考慮する。突出看板は、地上からの高さ 2.5m 以上とし、道路への出幅は 1m 以下とする。工事着工 3 週間前までに上通並木坂事務局に申し出てその承認を得るものとし、所定の手続きを行うこととする。

5. 設置可能な物件

各振興組合等が道路占用許可（ほこみち制度等）を得て許可範囲に置く物件とする。

6. 物干の配慮

物干施設を作る場合は、通りから見えないよう通りに対しての配慮に努める。

7. 保守管理

建物や看板など、街並みに関係ある部分の汚れ、錆び、腐れ等がないように、常に掃除、補修、整備をする。

8. 音・におい

大きすぎる音や、強すぎるにおいを通りへ出してはならない。

9. ゴミ処理

生活ゴミは、指定された収集日当日に、決められた場所に整然と出すこととし、前日からは絶対に出さないこと。企業生ゴミは動物に荒らされないように注意し、網をかけたりし散乱や悪臭や液が出ないように注意する。ゴミ収集車の一次駐車場所の確保、収集後の清掃を行うこととする。規模の大きい共同住宅、共同ビルにおいては、その管理者が責任をもってゴミの処理を行うこととする。

10. 掃除

毎朝各店の前を掃除する。花や木が枯れたり無くなったりしないよう、店の前の植物に気を配る。

11. 業務用車

商品の搬出入は短時間で行い、搬出入後はすみやかに移動すること。
歩道の縁石には乗り上げないこととする。

12.1 階の業種

商店街として1階部分は店舗等の設置によりにぎわいを創出することとする。

なお、上記憲章については、下記各街づくり協定を参考資料とさせていただきました。

横浜 元町街づくり協定書

横浜市建築協定条例

馬車道商店街街づくり協定書

金沢市 堅町商店街地区建築協定書

豊田市 商店街を暮らしの広場へー川崎市桜本商店街、ショッピングモール維持管理協定

1990年制定
1998年12月改訂
2024年4月改訂